

定 款

トランコム株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、トランコム株式会社と称し、英文では‘TRANCOM CO., LTD.’と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物利用運送事業
- (3) 倉庫業
- (4) 倉庫荷扱業
- (5) 荷造業
- (6) 情報処理に関する研究、開発事業
- (7) 情報処理サービス業
- (8) 物流に関するコンサルタント業
- (9) 医薬品・医薬部外品・医療機器及び化粧品の製造・販売
- (10) ガソリン、石油製品等に関する販売及び保管
- (11) 自動車整備業
- (12) 不動産の売買、賃貸借、仲介並びに管理に関する事業
- (13) 総合リース業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 職業安定法に基づく有料職業紹介業
- (16) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- (17) コンピューター並びに関連機器、ソフトウェアの開発、設計、販売、賃貸
- (18) 生産請負業
- (19) 前記各号に関連附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合

は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

第10条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条（招集）

定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置等をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置を取る事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 18 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 19 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主

が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 22 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする

第 23 条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長 1 名を定め、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の招集通知は、取締役の全員の同意があるときは、これを省略することができる。

第 26 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第 28 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 30 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 31 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 32 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の招集通知は、監査等委員の全員の同意があるときは、これを省略することができる。

第 35 条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第37条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において特段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第42条（期末配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）をすることができる。

第43条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）をすることができる。

第44条（配当金の除斥期間等）

期末配当及び中間配当にかかる金銭（以下、「配当金」という。）が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

付 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

1959年6月22日制定・施行

2006年6月15日改定・施行

2008年6月20日改定・施行

2009年6月19日改定・施行

2010年6月17日改定・施行

2012年6月21日改定・施行

2016年6月16日改定・施行

2022年6月16日改定・施行

2024年6月18日改定・施行